

県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領

〔平成22年6月29日
建技第270号〕

〔沿革〕 平成22年6月29日付け建技第270号 平成20年7月1日付け建技第189号を全部改定、平成23年3月22日付け建技第859号一部改正、平成24年6月20日付け建技第163号一部改正、平成24年7月9日付け建技第217号一部改正、平成24年9月27日付け建技第389号一部改正、平成25年10月22日付け建技第458号一部改正、平成29年3月27日付け建技第802号一部改正、平成30年3月28日付け建技第782号一部改正、令和元年9月9日付け建技第342号一部改正、令和3年3月29日付け建技第889号一部改正、令和4年3月28日付け建技第984号一部改正、令和5年2月27日付け建技第771号一部改正、令和6年3月14日付け建技第835号一部改正、令和6年12月9日付け建技第673号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めのあるものほか、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札の実施手続及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る競争入札実施要綱（平成22年6月29日建技第269号。以下「要綱」という。）第2第5号に規定するシステムをいう。
- (2) 入札情報公開サービス 発注情報、入札契約結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムにより執行する入札をいう。
- (4) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (5) 委託業務 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号。以下「資格等規程」という。）第2条第2号に規定する条件付一般競争入札の対象業務をいう。
- (6) 入札審議会 要綱第5に規定する競争入札審議会をいう。
- (7) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (8) 県土整備部各室課 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「規則」という。）第13条第1項に掲げる室及び課をいう。
- (9) 業務担当の長 要綱第2第4号に規定する業務担当の長をいう。
- (10) 事後審査方式 条件付一般競争入札に参加するための入札前の申請手続を簡略化し、入札後に落札候補者から順に入札に参加する者に必要な資格（政令第167条の5の2に規定する資格をいう。以下「入札参加資格」という。）の確認を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

(入札参加資格)

第3 入札参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助

- 人、被保佐人又は未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)。
- (3) 資格等規程第3条に定める審査を受け、同第6条による名簿に登録されている者であること。
- (4) 第7第1項に定める条件付一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日制定。以下「措置基準」という。)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 対象業務に関し、配置を予定する管理技術者等が適正であること。
- (6) 電子入札対象業務においては、電子証明書を取得し、岩手県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)にて利用者登録を行っている者であること。
- 2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、委託業務ごとに入札審議会に審議させた上で建設技術振興課総括課長が定める。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札審議会による審議を省略できるものとするが、省略する場合であっても、四半期に一回程度は入札審議会を開催し、入札参加資格の設定状況を確認すること。
- (1) 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準(平成20年7月1日付け建技第191号。以下「設定基準」という。)の定めの範囲内で入札参加資格を設定する場合(ただし、設定基準第6の規定による場合を除く。)
- (2) 前号によらない場合においても、直近の既に審議した同種等業務と同様の入札参加資格を設定する場合
- 3 建設技術振興課総括課長は、別に定める基準により対象委託業務の内容を勘案して入札参加資格を定めるものとする。
- 4 建設技術振興課総括課長は、入札参加資格を定めるときは、入札参加者の参入見込数(資格等規程第6条で規定する資格者のうち、入札参加資格を満たし応札可能と見込まれる資格者数をいう。以下同じ。)を確認するものとする。
- 5 参入見込数の確認方法は、業務実績情報システム(テクリス)等の登録内容、資格等規程第6条による名簿及びその他によるものとする。ただし、入札審議会により認められた委託業務については、当該業種及び業務区分に係る現に有効な建設関連業務競争入札参加資格者名簿の登録者数をもって参入見込数とができるものとする。

(予定価格調書の取扱い)

- 第4 対象委託業務を所管する業務担当の長は、予定価格を定めたときは、入札日の前日までに予定価格調書を建設技術振興課総括課長に送付するものとする。
- 2 業務担当の長は、予定価格調書には、建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の最低制限価格制度に関する事務処理要領(平成21年6月29日建技第218号。以下「最低制限価格要領」という。)第3の規定による最低制限価格を記載するものとする。
- 3 予定価格調書に記載の予定価格及び最低制限価格要領第3の規定による最低制限価格については事前に公表しないものとし、開札までの間、その管理に十分注意するものとする。

(入札公告)

- 第5 知事は、対象委託業務について必要な入札条件等を付した上で、入札情報公開サービス又は県ホームページに、様式第1号及び様式第2号により公告を行うものとする。

(入札書の提出方法)

第6 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、入札書を電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、紙入札による場合、建設技術振興課総括課長から紙入札の承諾を得た場合又は紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札公告又はその指示に従い紙媒体で提出させることができるものとする。

(入札参加申請)

第7 知事は、入札参加希望者に条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を入札公告に示す期限（以下「申請期限」という。）までに提出させるものとする。

2 知事は、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のあることが確認される複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。

(入札説明書等の交付)

第8 建設技術振興課総括課長は、入札参加希望者に対し、申請期限までの間、条件付一般競争入札説明書（様式第4号）、条件付一般競争入札心得（様式第5号）、縦覧に付す設計書等及び関係様式等を入札情報公開サービス又は県ホームページ上で配付するものとする。

(基本的事項の確認)

第9 知事は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の登録業務及び営業所所在地等の充足状況など（以下「基本的事項」という。）の確認を行い、その結果を条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書（様式第6-1号又は第6-2号）により、原則として申請期限の日の翌日から起算して2日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に申請者に通知するものとする。

2 建設技術振興課総括課長は、前項の確認に当たっては、競争入札参加資格基本事項確認資料（様式第7号）を作成するものとする。ただし、基本的事項について既存資料等で確認できる場合は作成を省略できる。

3 知事は、第7第2項の規定に反して申請書が提出された場合にあっては、これらに該当する全ての申請者の入札参加を認めないものとする。

4 第1項の確認の結果、入札参加資格要件を満たさない旨の通知書を受理した者は、その通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日制定）の規定に準じ、苦情申立てをすることができる。

5 前項の申立ては、第13の事務の執行を妨げないものとする。

(現場説明)

第10 現場説明は、原則として行わないものとする。なお、現場説明を行う必要がある場合は、知事は、条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書により日時及び場所等を指定するものとする。

(設計図書等に関する質問)

第11 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合は、入札公告に示す期日までに書面により建設技術振興課総括課長に申し出ることができる。

2 建設技術振興課総括課長は、前項の質問及び回答を入札公告に示す期日までに書面又は電子入札システム等により入札参加者に周知するものとする。

(入札不参)

第12 入札参加者は、やむを得ない事情により入札に参加できない場合は、入札に参加しないことができる。

- 2 前項の場合において、入札参加者は知事に対して事前に申し出ることを要しないものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、開札後に入札参加者が入札に参加しなかった理由について調査するものとする。

(開札及び資格審査書類の提出)

第13 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者その他の者の立会いも認めるものとする。
- 3 紙入札において入札参加者が立ち会わないときは、知事は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の最低制限価格制度に関する事務処理要領第5の規定による落札候補者から3番目の価格までの入札者を公表の上、落札候補者から順に入札参加に必要な資格の確認（以下「資格審査」という。）を行った上で、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。ただし、電子入札システムの機能に制限がある場合は、入札者の公表を落札候補者のみとすることができる。
- 5 前項の規定において、同額の入札を行った者がいる場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。この場合、前項による入札者の公表はくじの対象となった入札者とする。ただし、電子入札システムの機能に制限がある場合又はくじの対象となった入札者が4者以上の場合は、入札者の公表を落札候補者のみとすることができます。
- 6 入札執行者は、落札候補者に次の書類の提出を求めるものとする。
 - (1) 入札参加資格確認調書（様式第9号）
 - (2) 管理技術者等の資格、雇用関係及び実務経験等を確認できる書類
 - (3) 入札参加資格で求める業務実績を確認できる書類
 - (4) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類
- 7 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）午後5時までに提出させるものとする。
- 8 知事は、落札候補者が前項の規定による提出期限までに入札参加資格確認書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格の審査のために建設技術振興課総括課長又は入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札を無効とするものとする。

(入札参加資格の審査)

第14 建設技術振興課総括課長は、第13第6項の書類により落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行い、審査の結果、落札候補者が資格を有していない場合は次順位者を審査し、以後順次適格者が確認できるまで審査を行うものとする。

- 2 前項の規定において、同額の入札を行った者がいる場合は、くじにより次順位者を決定するものとする。
- 3 入札参加資格の審査は、落札候補者から第13第6項の書類が提出された日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。この場合、審査において書類の補正に要した時間を除くものとする。
- 4 前項の確認に当たっては、建設技術振興課総括課長は、落札候補者の入札参加資格の審査後に、当該落札候補者の入札参加資格について、疑義が生じた場合は入札審議会に審議させた上で、当該落札候補者の入札参加資格を確認するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第15 知事は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者として決定の上、当該落札者に対して様式第10号により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。また、入札参加者に対して、落札者を決定したことを落札者決定通知（様式第11号）により通知するものとする。

2 知事は、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格要件不適格通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格を有しなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格がないものとみなす。

(入札参加資格がないと認めた者に対する苦情対応)

第16 入札参加資格不適格通知書を受理した者が入札参加資格がないと決定されたことに不服があるときは、当該通知書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日制定）の規定に準じて、苦情申立をすることができる。

2 前項の申立ては、第15第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(入札の無効等)

第17 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札

(2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 紙入札において、入札書に記名押印をしていない入札

(4) 紙入札において、金額を訂正した入札

(5) 紙入札において、誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

(6) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(7) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札

(9) 電子入札において、開札時まで有効なICカードを有しない者のした入札

(10) 電子入札において、入札執行機関の承諾を得ずに、又は指示によらずに紙入札をした入札

(11) 同一案件において電子入札システムによる入札と紙入札を二重にした入札

(12) 電子入札において、入札参加者又は第三者によるかを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

(13) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、入札期日以降落札決定までの間に無効となることが明らかになった場合は、入札調書又は入札情報公開サービスによる入札結果には「無効（資格不適格）」と記載するものとする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者のした入札又は入札参加資格の審査のための指示に応じない者のした入札

(入札結果等の公表)

第18 建設技術振興課総括課長は、予定価格を除く対象業務の入札結果を落札決定の日の翌日（休日を

除く。) までに入札情報公開サービスに掲載するとともに、閲覧により公表するものとする。

2 対象委託業務の契約が完了した場合、業務担当の長は、設計額が 100 万円を超える条件付一般競争入札の入札結果等の公表については、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱（平成 20 年 3 月 10 日制定）により行うものとする。

3 前項の公表までの間は、入札の経緯又は結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(補則)

第19 その他この要領に定めのない事項については、県土整備部長が別に定める。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日付け建技第 270 号）

1 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日付け建技第 859 号）

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 6 月 20 日付け建技第 163 号）

1 この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日付け建技第 217 号）

1 この要領は、平成 24 年 7 月 11 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日付け建技第 389 号）

1 この要領は、平成 24 年 10 月 15 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 10 月 22 日付け建技第 458 号）

1 この要領は、平成 25 年 10 月 22 日以後に公告を行う建設関連業務から適用する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される建設関連業務については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日付け建技第 802 号）

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け建技第 782 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則（令和元年 9 月 9 日付け建技第 342 号）

1 この要領は、令和元年 10 月 1 日以後に公告を行う建設関連業務から適用する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される建設関連業務については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日建技第 889 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日建技第 984 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日建技第 771 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則（令和6年3月14日付け建技第835号）

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用する。

附 則（令和6年12月9日付け建技第673号）

この要領は、令和7年1月1日以降に新たに契約を締結する業務から適用する。